

表記の件につき、経済産業省からのご連絡を転送致します。

内容は、経済産業省より**ご参考**で内容は平成 25 年に公布された「新型インフルエンザ等対策の特別措置法の概要」の他、今般の新型コロナウイルスに関する緊急事態宣言に関する情報です。

添付資料の見出しを以下に記しますが、資料「**特措法概要.pptx**」を是非お読みいただければと存じます。

- ・体制整備等
- ・「**新型インフルエンザ等緊急事態**」発生の際の措置
- ・**緊急事態宣言(法第 32 条関係)**
- ・**感染を防止するための協力要請(法第 45 条関係)**
- ・**法 45 条 2 項の対象施設及び措置の内容(令 11 条・12 条関係)**
- ・**感染症法に基づく交通制限等(ご参考)**

(事務局)

【ご参考】インフル特措法の概要(ロックダウン関係)

関係団体各位

標記の件について、内部資料ですが、今回の改正特措法の概要を、ご参考までにお送りさせていただきますので、よろしくお願ひします。

制度上は、総理が緊急事態宣言を出せ(特措法 32 条)、都道府県知事が感染を防止するための協力要請(特措法 45 条)ができるようになっていますが、要請ができる施設が政令で指定されており(政令 11 条)、百貨店や理髪店といった施設までで、企業等が入っていないというのが、法律の建て付けです。

ただし、実際には、人の移動が制限されたり、物流が制限されたりすると、工場を止めざるを得ないといったことにもつながる可能性はあるとのこと。

経産省 産業機械課

新型インフルエンザ等対策の特別措置法の概要

新型インフルエンザ及び全国的大規模かつ急速なまん延のおそれのある新感染症に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

1. 体制整備等

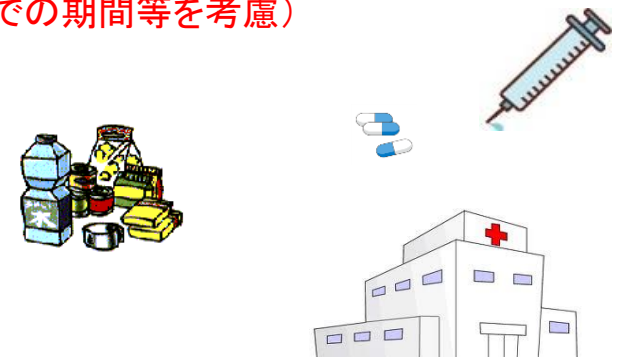
(1) 行動計画の作成等の体制整備

- ① 国、地方公共団体の行動計画の作成、物資・資材の備蓄、訓練、国民への知識の普及
 - ② 指定公共機関(医療、医薬品・医療機器の製造・販売、電力、ガス、輸送等を営む法人)の指定・業務計画の作成
- (2) 権利に制限が加えられるときであっても、当該制限は必要最小限のものとする
- (3) 発生時に国、都道府県の対策本部を設置、新型インフルエンザ等緊急事態に市町村の対策本部を設置
- (4) 発生時における特定接種(登録事業者の従業員等に対する先行的予防接種)の実施
- (5) 海外発生時の水際対策の的確な実施

「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」

2. 「新型インフルエンザ等緊急事態」発生の際の措置

- ① 外出自粛要請、興行場、催物等の制限等の要請・指示(潜伏期間、治癒するまでの期間等を考慮)
- ② 住民に対する予防接種の実施(国による必要な財政負担)
- ③ 医療提供体制の確保(臨時の医療施設等)
- ④ 緊急物資の運送の要請・指示
- ⑤ 政令で定める特定物資の売渡しの要請・収用
- ⑥ 埋葬・火葬の特例
- ⑦ 生活関連物資等の価格の安定(国民生活安定緊急措置法等の的確な運用)
- ⑧ 行政上の申請期限の延長等
- ⑨ 政府関係金融機関等による融資



○ 施行期日:平成25年4月13日 ※法律の公布日 平成24年5月11日

緊急事態宣言（法第32条関係）

- **政府対策本部長（内閣総理大臣）が、新型インフルエンザ等の患者等の感染経路が特定できない場合（令6条2項1号）又は感染が拡大していると疑われる場合（同2号）に、緊急事態の措置期間、措置区域、概要を公示し、国会報告を行う。**
- **措置期間は最長2年。ただし、1年未満の延長が可能。**不要となった場合や速やかに解除宣言を行う。

【法律】

（新型インフルエンザ等緊急事態宣言等）

第三十二条 政府対策本部長は、**新型インフルエンザ等**（国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものに限る。以下この章において同じ。）が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態（以下「**新型インフルエンザ等緊急事態**」という。）が発生したと認めるときは、**新型インフルエンザ等緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示**（第五項及び第三十四条第一項において「**新型インフルエンザ等緊急事態宣言**」という。）をし、並びに **その旨及び当該事項を国会に報告するものとする。**

- 一 **新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間**
- 二 **新型インフルエンザ等緊急事態措置**（第四十六条の規定による措置を除く。）**を実施すべき区域**
- 三 **新型インフルエンザ等緊急事態の概要**

2 前項第一号に掲げる期間は、**二年を超えてはならない。**

3 政府対策本部長は、**新型インフルエンザ等のまん延の状況並びに国民生活及び国民経済の状況を勘案して第一項第一号に掲げる期間を延長し、又は同項第二号に掲げる区域を変更することが必要であると認めるときは、当該期間を延長する旨又は当該区域を変更する旨の公示をし、及びこれを国会に報告するものとする。**

4 前項の規定により**延長する期間は、一年を超えてはならない。**

5 政府対策本部長は、**新型インフルエンザ等緊急事態宣言をした後、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、速やかに、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言**（**新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。**）をし、及び国会に報告するものとする。

6 政府対策本部長は、**第一項又は第三項の公示をしたときは、基本的対処方針を変更し、第十八条第二項第三号に掲げる事項として当該公示の後に必要とされる新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に関する重要な事項を定めなければならない。**

【政令】

（**新型インフルエンザ等緊急事態の要件**）

第六条 法第三十二条第一項の**新型インフルエンザ等**についての政令で定める要件は、当該**新型インフルエンザ等**にかかった場合における肺炎、多臓器不全又は脳症その他厚生労働大臣が定める重篤である症例の発生頻度が、**感染症法第六条第六項第一号に掲げるインフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められることとする。**

2 法第三十二条第一項の**新型インフルエンザ等緊急事態**についての政令で定める要件は、次に掲げる場合のいずれかに該当することとする。

- 一 **感染症法第十五条第一項又は第二項の規定による質問又は調査の結果、新型インフルエンザ等感染症の患者（当該患者であった者を含む。）、感染症法第六条第十項に規定する疑似症患者若しくは同条第十一項に規定する無症状病原体保有者（当該無症状病原体保有者であった者を含む。）、同条第九項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）の所見がある者（当該所見があった者を含む。）、新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者（新型インフルエンザ等にかかっていたと疑うに足りる正当な理由のある者を含む。）又は新型インフルエンザ等により死亡した者（新型インフルエンザ等により死亡したと疑われる者を含む。）が**新型インフルエンザ等に感染し、又は感染したおそれがある経路が特定できない場合****

- 二 前号に掲げる場合のほか、**感染症法第十五条第一項又は第二項の規定による質問又は調査の結果、同号に規定する者が新型インフルエンザ等を公衆にまん延させるおそれがある行動をとっていた場合その他の**新型インフルエンザ等の感染が拡大していると疑うに足りる正当な理由のある場合****

感染を防止するための協力要請（法第45条関係）

- **特定都道府県知事**（措置区域を含む都道府県の知事）は、**住民に対し**、生活の維持に必要な場合除き、居宅等から**外出しないこと等の感染防止に必要な協力を要請**することができる。（法45条第1項）
- 特定都道府県知事は、学校等の政令で定める**施設の管理者等に対し**、**施設の利用制限・停止等、その他の政令で定める措置を講ずるよう要請**することができる。（同第2項）
- 第2項の**要請に応じない場合は、指示**することができる。（同第3項）
- 第2項の要請、第3項の指示をしたときは、**遅滞なく公表**。（同第4項）
- なお、上記の要請・指示に従わないことに対する**罰則規定はない**。

【法律】

（感染を防止するための協力要請等）

第四十五条 **特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において**、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、**当該特定都道府県の住民に対し**、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間並びに発生の状況を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間及び区域において、**生活の維持に必要な場合を除き**みだりに当該者の居宅又はこれに相当する場所から**外出しないことその他の新型インフルエンザ等の感染の防止に必要な協力を要請**することができる。

2 **特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において**、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間において、**学校、社会福祉施設**（通所又は短期間の入所により利用されるものに限る。）、**興行場**（興行場法（昭和二十三年法律第百三十七号）第一条第一項に規定する興行場をいう。）**その他の政令で定める多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者**（次項において「施設管理者等」という。）**に対し、当該施設の使用の制限若しくは停止又は催物の開催の制限若しくは停止その他政令で定める措置を講ずるよう要請**することができる。

3 施設管理者等が正当な理由がないのに前項の規定による**要請に応じないときは**、特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、当該施設管理者等に対し、当該要請に係る**措置を講ずべきことを指示**することができる。

4 特定都道府県知事は、第二項の規定による要請又は前項の規定による指示をしたときは、**遅滞なく、その旨を公表しなければならない**。

法45条2項の対象施設及び措置の内容（令11条・12条関係）

- 法第45条2項の要請の対象施設は、下記の通り。工場等の製造業施設は含まれない。（令11条）
- 要請に係る政令で定める措置は、入場者整理・禁止、消毒、マスク着用の周知等（令第12条）

【政令】

（使用の制限等の要請の対象となる施設）

第十一条 法第四十五条第二項の政令で定める多数の者が利用する施設は、次のとおりとする。ただし、第三号から第十三号までに掲げる施設にあっては、その建築物の床面積の合計が千平方メートルを超えるものに限る。

- 一 学校（第三号に掲げるものを除く。）
- 二 保育所、介護老人保健施設その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。）
- 三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学、同法第二百二十四条に規定する専修学校（同法第二百五条第一項に規定する高等課程を除く。）、同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校その他これらに類する教育施設
- 四 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 五 集会場又は公会堂
- 六 展示場
- 七 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。）
- 八 ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）
- 九 体育館、水泳場、ボウリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場
- 十 博物館、美術館又は図書館
- 十一 キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設
- 十二 理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十三 自動車教習所、学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設
- 十四 第三号から前号までに掲げる施設であって、その建築物の床面積の合計が千平方メートルを超えないもののうち、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等の発生の状況、動向若しくは原因又は社会状況を踏まえ、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため法第四十五条第二項の規定による要請を行うことが特に必要なものとして厚生労働大臣が定めて公示するもの

2 厚生労働大臣は、前項第十四号に掲げる施設を定めようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。

（感染の防止のために必要な措置）

第十二条 法第四十五条第二項の政令で定める措置は、次のとおりとする。

- 一 新型インフルエンザ等の感染の防止のための入場者の整理
- 二 発熱その他の新型インフルエンザ等の症状を呈している者の入場の禁止
- 三 手指の消毒設備の設置
- 四 施設の消毒
- 五 マスクの着用その他の新型インフルエンザ等の感染の防止に関する措置の入場者に対する周知
- 六 前各号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等の感染の防止のために必要な措置として厚生労働大臣が定めて公示するもの

(参考) 感染症法に基づく交通制限等

- 特措法の基本法である感染症法では、都道府県知事は、一類感染症等について、予防・まん延防止のために必要最小限度の範囲で、建物の封鎖（第32条）、72時間以内の交通制限（第33条）等の措置が可能。
- 当該措置は、特措法に基づく緊急事態宣言とは無関係に可能であり、罰則規定（50万円以下罰金）も存在。
- 今般の新型コロナウイルス感染症は、令和3年1月31日まで新型インフルエンザ等に指定されており、上記対象。

【感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律】

（建物に係る措置）

第三十二条 都道府県知事は、一類感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある建物について、当該感染症のまん延を防止するため必要があると認める場合であつて、消毒により難いときは、厚生労働省令で定めるところにより、期間を定めて、当該建物への立入りを制限し、又は禁止することができる。

2 都道府県知事は、前項に規定する措置によつても一類感染症のまん延を防止できない場合であつて、緊急の必要があると認められるときに限り、政令で定める基準に従い、当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある建物について封鎖その他当該感染症のまん延の防止のために必要な措置を講ずることができる。

（交通の制限又は遮断）

第三十三条 都道府県知事は、一類感染症のまん延を防止するため緊急の必要があると認める場合であつて、消毒により難いときは、政令で定める基準に従い、七十二時間以内の期間を定めて、当該感染症の患者がいる場所その他当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある場所の交通を制限し、又は遮断することができる。

（必要な最小限度の措置）

第三十四条 第二十六条の三から前条までの規定により実施される措置は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要な最小限度のものでなければならない。

（新感染症に係る消毒その他の措置）

第五十条 都道府県知事は、新感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該新感染症を一類感染症とみなして、第二十六条の三第一項及び第三項、第二十六条の四第一項及び第三項、第二十七条から第三十三条まで並びに第三十五条第一項に規定する措置の全部又は一部を実施し、又は当該職員に実施させることができる。

第七十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

五 （略）第三十二条第一項若しくは第三十三条の規定（略）による都道府県知事（略）の命令（略）に従わなかった者

【新型インフルエンザ等対策特別措置法】

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 新型インフルエンザ等 感染症法第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第九項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。

（新型コロナウイルス感染症に関する特例）

附則第一条の二 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。第三項において同じ。）については、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律（令和二年法律第四号。同項において「改正法」という。）の施行の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、第二条第一号に規定する新型インフルエンザ等とみなして、この法律及びこの法律に基づく命令（告示を含む。）の規定を適用する。

2・3 略

【新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第一条の二第一項の政令で定める日を定める政令】

内閣は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第一条の二第一項の政令で定める日は、令和三年一月三十一日とする。